税表「13」
税は「32」

」に改め、同表　を加え、同第四号(1)の改正規定中「同第四号(1)」を「同第二号中「第９条の７第７項本文」を「第９条の７第６項本文」に改め、同第三号中「第48条の13第８項本文」を「第48条の13第７項本文」に改め、同第四号(1)」に改める。

第一条中法人税法施行規則別表六(三)の改正規定の次に次のように加える。

別表六(三)付表一の表中「

法人税の控除限度額（別表六(二)「16」、別表六の二(二)付表「13」又は別表六の三「11」）

」を「

法人税の控除限度額（別表六(二)「18」、別表六の二(二)付表「13」又は別表六の三「11」）

」に改め、同表の記載要領第一号中「第９条の７第７項ただし書（道府県民税の控除限度額）又は同令第48条の13第８項ただし書（市町村民税の控除限度額」を「第９条の７第６項ただし書（外国の法人税等の額の控除）又は第48条の13第７項ただし書（外国の法人税等の額の控除」に、「第48条の13第８項ただし書を」を「第48条の13第７項ただし書を」に改め、同第二号中「「法人税の控除限度額（別表六(二)「16」、別表六の二(二)付表「13」又は別表六の三「11」）(1)」」を「「法人税の控除限度額（別表六(二)「18」、別表六の二(二)付表「13」又は別表六の三「11」）(1)」」に、「別表六(二)の「16」」を「別表六(二)「18」」に、「別表六の二(二)付表の「13」」を「別表六の二(二)付表「13」」に、「別表六の三の「11」」を「別表六の三「11」」に改める。

第一条のうち、法人税法施行規則別表六(五)の記載要領第一号の改正規定中「別表六(五)」の下に「　の表中「

所得金額仮計又は個別所得金額仮計（別表四「25の①」又は別表四の二付表「33の①」）

」を「

所得金額仮計又は個別所得金額仮計（別表四「26の①」又は別表四の二付表「33の①」）

」に改め、同表を加え、同第二号の次に一号を加える改正規定のうち同第三号中「「所得金額仮計又は個別所得金額仮計（別表四「25の①」又は別表四の二付表「33の①」）(16)」」を「「所得金額仮計又は個別所得金額仮計（別表四「26の①」又は別表四の二付表「33の①」）(16)」」に改める。

第一条中法人税法施行規則別表六(五)の改正規定の次に次のように加える。

別表六(六)の表中「

調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の三「２」若しくは「25」）

」を「

調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の三「２」若しくは「25」）－（別表六(十二の三)「14」＋「28」）

」に、「

法人税額の特別控除額（(1)と(3)のうち少ない金額）
調整前法人税額超過額（(1)－(4)）

」を